

第5回検討会での委員からの主な御指摘

1. 雇用型テレワークについて

- テレワークのデメリットについてデータを記載するのであれば、メリットについても記載すべき。
- 移動時間について、労使が合意していれば一義的に休憩時間と取り扱われるかのような誤解を招かないようにするため、文言を修正すべき。
- 「具体的な業務のために急きょ至急の出社を求めたような場合」には、移動時間が労働時間に該当するが、具体的にどのような条件が整えば該当するかパンフレットに記載し、周知すべき。
- 事業場外みなし労働時間制について「使用者の指示に即応する必要がない状態」の「必要がない」という文言は口語的で解釈が難しいため、「義務がない」という文言に修正すべき。

2. 自営型テレワークについて

- 契約条件の電子メール等での明示について、アプリケーション上での明示が対象となるよう文言を修正すべき。
- 報酬の支払い方法について、委託契約にも源泉徴収が必要だと理解している注文者が少ないので、その旨を周知すべき。
- 契約の合意解除の際の報酬支払いについて、原案は一例に過ぎないので、協議が必要である旨が分かるよう修正をすべき。

3. 副業・兼業について

(検討会報告)

- 副業・兼業を進めるべき理由を記載すべき。
- 「副業・兼業に関わる制度的課題」部分からは、現行制度の遵守に関する意見は除くべき。
- 「副業・兼業に関わる制度的課題」の検討にあたっては、「新たな経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)を踏まえるべき。

(ガイドライン)

- 企業のメリットについて、労働者の自律性・自主性を促すことができる旨を追加すべき。
- 3（2）の後段（副業・兼業の内容等を示すものの例示）について、記載を修正すべき。
- 「3 企業の対応」の「※2 健康管理について」と「※3 安全配慮義務について」について、記載を修正すべき。

(モデル就業規則)

- 企業が労働者の副業・兼業を禁止、制限できる事由について、「競業にあたる場合」を「競業にあたり会社の利益を害する場合」に修正すべき。

4. その他

- 報告書の結びについて、今後ガイドラインの改定が必要なのは副業だけではなく、3つのガイドラインすべてについての記載とすべき。
- 今後、副業として業務委託を行うことが広がるにつれて、自営型テレワークと副業を掛け合わせた際の制度的課題についても留意すべき。

以上

第4回検討会での委員からの主な御指摘

1. 雇用型テレワークについて

- テレワーカーに対するセキュリティ教育について追記してはどうか。
- 雇用型テレワークは、在宅、モバイル、サテライトオフィスの分類にとどまらなくなるのではないか。

2. 自営型テレワークについて

- 契約解除について「既に仕事に着手した部分や利益が生じている場合には、自営型テレワーカーへその分の報酬を支払うこと」とあるが、仕事に着手していても、利益が発生していなければ報酬を支払う必要はないのではないか。
- 募集内容の明示について、業として行わない場合について書き分ける必要はないか。
- 当該ガイドラインの対象は、労働者に近い人から、独立性の高い人まで、どこまでのテレワーカーを想定しているか分かりにくくないか。
- 当該ガイドラインの対象を、情報通信機器を活用している場合に限定する必要がないのではないか。

3. 副業・兼業について

- 現行制度のルールに関する解釈を分かりやすく示す必要があるのではないか。
- 労働時間通算等の制度的課題についても、検討することが必要ではないか。

以上

自営型（非雇用型）テレワーク

ガイドライン改正に関する委員からの主な御指摘（第3回検討会）

1. ガイドラインの範囲に関して

- これまで二者間の契約しか想定されていなかったものが、クラウドソーシングの普及等で三者間の契約も増えてきた。三者間の契約ルールを整理する必要がある。
- 受注者が働く場所は自由であり、自宅だけでなく自ら選択した場所での就労を対象にする必要がある。
- 現行のガイドラインは請負に限定した書き方になっているが、実務において請負か準委任かは明確に切り分けていないことが多い。契約類型ではなく債務がどこにあるかが重要である。
- 仲介事業者のタイプによって求めることが異なるため、仲介事業者のタイプを区別した検討が必要である。

2. クラウドソーシング普及等に関して

- 契約条件は自営型テレワーカーのスキル等によって変動するため、募集時には決まっていない項目も多い。募集内容の明示についてはビジネスの実態を踏まえた記載とすることが必要である。
- 契約後の過大な要求については、契約外であれば聞く必要はない。追加の要求であれば再交渉し、契約を締結し直すべきである。
- 契約条件の明示については書面に限定せず、ウェブサイト上で閲覧でき、必要に応じて印刷できるようなものも認める必要がある。
- 手数料については仲介のタイプに応じて書き分ける必要がある。例えば再発注型は元請け価格を明示する必要はないのではないかと。また、クラウドソーシングは手数料を明示していることが大多数であり、クラウドソーシング以外の場合にも手数料の明示がされる必要がある。

3. 健康確保措置に関して

- 健康に配慮して納期をずらすことは難しい。事前に自営型テレワーカーとコミュニケーションを図り、進捗を把握するような記載が良いのではないかな。
- 健康確保措置は慎重に考えるべき。労働者に対する安全配慮義務は使用者が労働環境を支配する中で生じた義務であり、BtoB 契約では受注企業の健康確保措置を講じないこととの整合性もないのではないかな。注文者・自営型テレワーカー双方にとって負担となり得る。
- 民法上、安全配慮義務の判断ポイントは、場所的な支配関係だけでなく、人的な支配関係も考慮されること。注文者に過度な義務を課すことはできないが、配慮や相談体制などを盛り込む必要はあるのではないかな。
- 継続的に受注している関係にあるのであれば、健康確保措置を講ずることも考えられるのではないかな。
- 自営型テレワーカーは立場が弱いため、注文者が健康確保措置に配慮するような記載は必要である。

4. その他

- ガイドラインの位置づけ、実効性について疑問。
- このマーケットを成熟させるためには、注文者、自営型テレワーカー双方の質を上げることができる仲介事業者の存在が重要。このガイドラインで最低限のルールを求める必要がある。
- 大まかな方針と最低限のルールを決めた上で、細かい運用ができるガイドラインが望ましい。
- 実務に沿った内容で、使いやすいガイドラインを策定し、周知していかなければならない。取りまとめには周知についても言及すべき。

以上